

電気自動車等の整備の業務に係る特別教育*の開催について

※旧称: 低圧電気取扱特別教育

「労働安全衛生法第59条第3項」に基づく「労働安全衛生規則第36条第4号の2」に定められる、標記の教育を下記により開催しますので、受講希望者は下記「受講申込書」に必要事項を記入のうえ、FAXにてお申し込みください。

尚、この特別教育は、HV車など電圧が50Vを超える駆動バッテリーを内蔵する自動車の整備の業務を行う、労働者に対して行なわれる教育です。

記

1. 開催日時及び受講定員

会場	講習日	受付開始時間	受講定員
岐阜本館 岐阜市日置江 2648-4	令和7年9月18日(木)	8:30~	20名

2. 教育時間 ① 自動車整備士有資格者 8:45~17:00(学科5時間 実技1時間)

【有資格: 1~3級自動車整備士又は、自動車電気装置整備士】

② 整備士資格をお持ちでない方: 8:45~18:00(学科6時間 実技1時間)

※規程に基づいて実施しますので、遅刻及び早退は認められません。

3. 受講料 会員 5,500円

会員外 8,250円

(資料代、消費税含む) ※昼食代は含んでおりません。
振り込みを御希望の方は前もって連絡して下さい。

4. 評価試験 講習の最後に、評価試験を実施します。

5. 申込締切 令和7年9月8日(月) ※定員になり次第 締め切らせて頂きます。

連絡先: 教育部 (TEL 058-279-3721)

----- 申し込みは、下記申込書を記入し、合格証書(整備士有資格者のみ)と一緒に FAX してください。 -----

教育部行 (FAX 058-279-3726)

一般社団法人 岐阜県自動車整備振興会長 様

電気自動車等の整備の業務に係る特別教育 受講申込書

受講者氏名		生年月日		該当する方にチェックして下さい。 <input type="checkbox"/> 新規受講 <input type="checkbox"/> 再受講
フリガナ		昭和 年 月 日 平成		
整備士種類		整備士番号		合格年月日
整備士				昭和 平成 令和 年 月 日
事業場名及び所在地				
認証番号 第 号	事業場名			
	所在地			
	TEL ()		FAX ()	

※ 申込を受理しましたら講習日の一週間前までに案内 FAX を送信させていただきます

※ 講習当日の受講者変更は、御遠慮下さい。

※ 個人情報につきましては、特別教育以外には使用いたしません。

確認欄	受付番号